

平成22年4月1日規程第164号

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程（平成22年規程第2号。以下「組織規程」という。）第3条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）に置く理事会について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 業務方法書に関する事項
- 二 中長期計画、年度計画に関する事項
- 三 財務諸表、決算報告書及び事業報告書に関する事項
- 四 重要な財産の処分等に関する事項
- 五 会計規程に関する事項
- 六 組織、人事及び労務に関する重要事項
- 七 その他センターの業務運営に関する重要事項

(組織)

第3条 理事会は、理事長及び理事で組織する。

(議長)

第4条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、予め議長の指名した理事がその職務を代行する。

(会議)

第5条 理事会は、議長が招集する。

- 2 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した役員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会は、原則として毎月何れかの金曜日（休日又は祝日の場合は、直前の勤

務日)に開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りではない。

(資料の提出等の協力)

第6条 理事会は、議長が必要があると認めるときは、関係者(職員以外の者を含む。)に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(監事の出席等)

第7条 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、議決に加わる権利を有しない。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(付議事項)

第8条 理事会で審議し、決定すべき事項であって理事長が組織規程第6条第1項及び第8条に規定する執行役員会及び委員会においてあらかじめ審議することが必要と認めるものは、その審議を経なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(病院長の意見)

第9条 病院の運営に関する事項が審議される際には、病院長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第10条 議長は、理事会の議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第11条 理事会の事務は、企画経営部及び総務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、議長が理事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第14号)

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第8号)

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第43号)

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第44号)

(施行期日)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。